

令和5年度

まえばし市民提案型 パートナーシップ事業



募集期間

8月1日（火）～9月29日（金）

※ 『協働』とは

- ① 社会的課題を解決することを共通の目的として
- ② 市民活動団体などの皆さんと前橋市が
- ③ 対等な立場で役割分担しながら
- ④ それぞれの長所を生かして相乗効果を上げつつ活動すること

パートナーシップ事業に関するご相談・お問い合わせ

前橋市 市民部 市民協働課 地域づくり係

電話 027(210)2196 (直通)

FAX 027(237)0810

Eメール kyoudou@city.maebashi.gunma.jp

1 「まえばし市民提案型パートナーシップ事業」とは？

この事業は、地域が抱えている課題の解決や、より良いまちづくりに、市民の皆さん（提案者）と市（行政）とが協働で取り組むことにより、誰もが安心していきいきと暮らせる前橋市をつくとともに協働を推進するために実施するものです。

市民の皆さんから提案された事業を、市民と行政が対等な立場で、それぞれ役割を担って実施するというものです。

2 協働事業の効果

協働事業に取り組むことで、おもに次のような効果が生まれます。

協働事業を行った市民活動団体にとって

- 市が持つ情報やネットワークを活用し、事業を実施することで、ノウハウが蓄積されるとともに、今後の活動の場を広げることができます。
- 市との役割分担により、事業の実効性が高まり、より効果的に事業を展開することができます。
- 行政との協働により事業実施時に市民から信頼を得ることができ、事業後も社会的認知度が高まります。

市にとって

- 様々な社会経験を通して豊富な知識や経験を有している市民活動団体等が持つ新しい視点やネットワークを生かし、多様化する市民ニーズに対応した公共サービスを提供することができます。
- 協働を行った担当部署が市民活動団体等の活動方法や考え方を知ることができるとともに、事業手法の見直しや職員の意識改革の契機となります。

市民にとって

- 市単独では提供できないサービスを迅速かつ弾力的に受けられるようになります。

3 事業を提案できるのは？

事業を提案できるのは、次に掲げる全ての要件を満たす団体です。

- (1) 営利を目的とせず、公益的な活動を行っていること
(NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体、自治会、地域づくり協議会等)
- (2) 団体の運営に関する規約や会則等があること
- (3) 提案した事業に係る実施体制が整っていること（人数は問いません。）
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体及び反社会的勢力やそれらと関係を持っていないこと

※個人からの提案はできません。

4 事業テーマと要件

(1) 事業テーマ

次の①、②どちらかテーマを選択してください。

① 自由テーマ

市民の皆さんが日頃から課題だと感じていることを解決するための事業や、本市に役立つと思う事業を、市と協働で実施する形で自由に提案してください。

② 規定テーマ ※「規定テーマ一覧」(10、11ページ)のとおり

市からあらかじめテーマを提示し、これに関する事業提案を募集するものです。

規定テーマに応募される場合、事前に市担当課へご相談ください。

(2) 対象となる事業の要件

次に掲げる全ての要件を満たす事業が対象となります。

- ア 公益的、社会貢献的な事業で、市民の暮らしに役立つことが期待できる事業
- イ 団体あるいは市が単独で実施するよりも、双方が協力・連携して実施することで、より高い事業効果が得られる事業
- ウ 事業提案する市民活動団体等の専門性が発揮できる事業
- エ 前橋市内において実施効果が生じる事業（市外での活動は原則対象外）

(3) 対象外の事業

次に掲げるものに該当する事業は、対象外となります。

- ア 協働なしに団体が単独で実施できるものや単なる資金調達を目的とする事業
- イ 営利目的と認められる事業
- ウ 宗教または政治活動に関する事業
- エ 施設整備を目的とする事業
- オ 市から他の助成金等を受けていて（予定も含む）その予算の積み増しを目的とした事業（すでに協働を行っている場合、この事業でその協働が深まることを目的とした申請であれば可能です。現在協働しているから補助金を追加したいというのは審査を通過できません。）

なお、提案事業は次の「5 事業の流れ」にあるように、審査委員会の厳正な審査を経て採択され実施可能となります。

5 事業の流れ

申請から実施までのスケジュールは以下のようになっています。

(1) スケジュール



(2) PDCAサイクル

市民提案型パートナーシップ事業では、計画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Act）を行い、次年度の事業に活かしていきます。

6 事業を行うにあたって

(1) 事業期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間を原則とします。

ただし、「短期間では効果が望めない」などの適正な理由がある場合、審査委員会の協議を経て最長で2年間の事業を認める場合があります。

(2) 市の事業費負担

採択された事業に対して、1事業につき※40万円／年を上限に事業費の一部を市が負担します。ただし、パートナーシップ事業に直接関係のない費用は対象外です。

また、希望する負担金額全額が認められるとは限りません。予算も審査対象であるため、適正な収支を見積もってください。予算根拠があいまいだと計画が良く練られていないと判断されることがあります。また、単年度事業ですので、事業後も団体に帰属するハードウェアを申請に含めることはできません。

(3) 事業の遂行

事業遂行に当たっては、提案書に記載したとおり計画的に実施してください。なお、採択後であっても、事業の遂行状況によっては事業を中止し、負担金の返還を求めることがあります。

ただし、災害等、突発的事項により、計画通りに事業を実施することが困難と認められる場合は、双方協議のうえ事業実施期間を変更することも可能です。

7 提案について

(1) 提案に必要な書類

提出書類	備考
まえばし市民提案型パートナーシップ事業提案書	様式第1号 ※
まえばし市民提案型パートナーシップ事業 事前確認シート	様式第2号 ※
団体の規約または会則など	様式は問いません。
役員・会員名簿	
その他団体の活動内容等がわかる資料	

※様式1号及び様式2号は市ホームページからダウンロードできます。

※事業説明の動画を見た上で、事前確認シートのチェックを行ってください。

※事業が採択された場合、提出された書類は参考として
公表することがあります。

※提出された書類は返却いたしません。



↑ホームページはこちら

(2) 書類の提出方法等

事業提案書は、持参、郵送又はEメールにより下記のとおり提出してください。

- 提出期間：8月1日（火）から9月29日（金）まで（※必着）
- 提出先：市民協働課地域づくり係（前橋市市民活動支援センター）へ
〒371-0023 前橋市本町2-12-1
前橋プラザ元気21 3階
- 開庁時間：平日の月曜日から金曜日の10時から18時まで
- Eメール：kyoudou@city.maebashi.gunma.jp
- 電話番号：027-210-2196（直通）

※メール提出後に、受信確認の返信をいたします。市民協働課からの返信がない場合は書類が提出できていない可能性があります。お手数ですが市民協働課までご連絡をお願いします。

8 より良い提案にするために

(1) 事業説明

協働を進めるにあたっての心構えや、スムーズに事業を実践していただくためのポイント、提案時の留意事項や提出書類の作成方法についての動画を配信いたしますので、提案を考えている方は必ず視聴するようにして下さい。

●サイトURL（前橋市市民活動支援センター公式 YouTube にて公開）

<http://youtube.com/@Msapo2121>

※下記QRコードからも視聴可能。



(2) 事前相談（任意）

「こんなことがしてみたいけど、実際に提案できるだろうか……？」

「やりたいことはあるけど、協働してくれる課があるだろうか……？」

そんな疑問に対応しますので、「提案意向確認票」を提出してください。

提出された「提案意向確認票」をもとに、事業概要の確認や協働先となる市担当課と確認・調整を行います。担当課の問題意識とのすり合わせを行うことができ、採択後もスムーズな事業の実施につながります。

提出書類	備考
まえばし市民提案型パートナーシップ事業 提案意向確認票	受付期間：9月8日（金）迄

- ・様式は市ホームページからもダウンロードできます。
- ・Eメール、FAX、郵送等により市民協働課地域づくり係あてに送付してください。
- ・最終的に応募に至らなかったとしても問題ありません。

ご不明な点がございましたら市民協働課地域づくり係にお気軽にご連絡ください。提案書類の作成方法や事業内容、事業費の積算に関するご相談なども受け付けます。マッチング審査後は、パートナーとなる市担当課との協議となります。

9 審査について

(1) マッチング審査

提案いただいた全ての事業について、提案団体と提案内容に関係する担当課とのマッチングを図ることを目的に、提案に関するプレゼンテーション及び質疑等を行います。

本事業は、提案団体と行政の両者にとってメリットや効果が見込まれることが求められますので、提案団体と担当課が協働事業の実施に向けた体制を築けた場合に限り最終審査に進むことができます。

また、提案いただいた事業内容では実施が難しいが、両者の考えを取り入れる形で内容を修正し、実施に向けた体制を築けた場合についても最終審査に進むことが可能です。

なお、両者の考えや方向性が合わず、事業を進める体制を築けなかった場合は最終審査に進むことができません。

※審査結果は後日書面にて提案団体にお知らせします。

(2) 最終審査（書面、公開プレゼンテーション）

マッチング審査を通過した事業は、提案団体と担当課で事業内容を磨き上げるための協議を行い、事業提案書（完成版）を作成します。

また、公開プレゼンテーションで提案事業の内容、期待される効果などを発表していただき、その内容と事業提案書（完成版）の内容を踏まえ、審査基準に基づき審査委員会が採択の可否を決定します。

※審査結果は後日書面にて提案団体にお知らせします。

※プレゼンテーション用の資料は原則としてパワーポイントで作成してください。

◇審査基準（重点項目：協働性・波及性）

審査項目		審査のポイント
1	公益性	・ 市民ニーズや社会的課題を認識した事業であるか ・ 事業が特定の個人や企業へ向けてのものになっていないか
2	創意工夫	・ 事業計画に先駆性があり、特性を活かした提案になっているか
3	実現性	・ 事業計画や収支予算、スケジュールは合理的で実現可能であるか
4	自立性	・ 提案事業を継続的に実施することは可能か
5	組織力	・ 事業を遂行できる組織体制及び能力を持っているか
6	説明力	・ 提案事業のことを分かりやすく伝えることが出来ているか
A	協働性	・ 協働事業を実施することにより、提案団体と行政双方の目標を達成することができ、かつ相乗効果が得られるか ・ 提案団体と行政との役割分担は適切か
B	波及性	・ 社会に対して広くいきわたる提案かどうか。

※ 本事業は単なる補助事業（補助金）ではなく、市民と行政が協働で事業を行うことを目的としています。そのため協働性・波及性については重点項目としており、審査において重要視されます。

Q1 私の団体は、NPO法人ではありませんが、提案できますか？

⇒もちろん提案できます。法人格の有無は問いません。

Q2 企業は提案可能ですか？

⇒企業からの提案は受け付けておりません。

Q3 事業で参加費や負担金などをもらうことは可能ですか？

⇒可能です。ただし、公益的又は社会貢献的と認められる範囲での収入としてください。また、収入は必ず事業の経費に充ててください。

Q4 プレゼンテーションでは何を行うのですか？

⇒マッチング審査では提案内容に関係する担当課に向けて、最終審査では審査委員に向けて提案事業の説明をしていただきます。発表資料は原則としてパワーポイントを各団体でご用意していただきます。なお、説明に必要なパソコンやプロジェクターは市が用意します。

Q5 マッチング審査とは何ですか？

⇒提案団体の提案が協働担当課の業務とかけ離れていて、事業として良いものであっても協働担当課の範囲を超え結果として協働とならない場合があります。提案団体にとっても協働担当課にとっても建設的でない場合があります。そうならないようにするための事前審査という位置付けです。

**Q6 事業を提案するとしても、市のどの課が関係するのかわかりません。
(自由テーマの場合)**

⇒事前相談を活用してください。事務局の市民協働課地域づくり係が間に入って、パートナーにふさわしい課を紹介します。

Q7 私の団体は人数が少ないので、他の団体の協力を得て事業提案したいのですが、可能ですか？

⇒可能です。団体同士がつながることも1つの「協働」です。ぜひ協力してご提案ください。

Q8 団体のスタッフが多いので、いくつかの事業を展開することができますが、提案できるのは1事業だけですか？

⇒1団体につき1事業とします。1事業に団体の全力を注いで提案してください。

Q9 市からの負担金はどんな経費に充てられるのですか？

⇒これまでの採択事業では、印刷費用や謝礼、事業用消耗品費などに負担金を充てています。また、必要に応じて飲料の購入費や弁当などの食事代も計上できますが、予算の内容も審査対象になりますので、適切に見積もってください。

Q10 協定締結前に支出した費用に負担金を充てることはできますか？

⇒事業に必要な費用だとしても、協定締結前に支出したものに負担金を充当することはできません。どうしても必要な場合は自己資金で支出していただくこととなります。

Q11 市（担当課）ではどのような役割を担ってくれますか。

⇒最初から役割が決まっているわけではありません。提案団体と市（担当課）で協議して「役割」を決めることも「協働」です。相互の強みが生かせるような役割分担を行ってください。

Q12 協働は求めないので事業資金だけ負担してもらいたいのですが・・・

⇒この事業は、市民と行政が協働で取り組むことにより、双方の目標達成と相乗効果を得ることを目的としているため、単に事業資金の支援を求めるものであれば、他の補助金等をご検討ください。補助金の情報につきましては市民活動支援センター（Mサポ）でも提供しています。

Mサポホームページ→



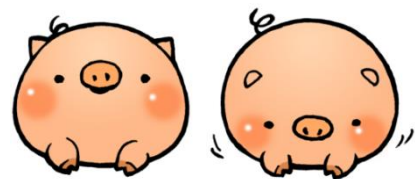
Q13 提案意向確認票は必ず提出しなければいけないですか。

⇒提案意向確認票の提出は必須ではありません。具体的な事業概要や計画が決まっている団体は、事業提案書を提出してください。提案はしたいが、事前に市側と相談等を行いながら事業提案書を作成したい団体は、提案意向確認票を早めに提出いただければ協議が行えます。

いざ、協働！

お互いの力を発揮して、よいよい前橋をつくきましょう。

ご提案、お待ちしております！



規定テーマ一覧

No	テーマと概要	市担当課
1	◇赤城山頂のツツジの保護・再生事業	観光政策課 スローシティ推進係 電話：257-0675
	<p>赤城山頂付近はツツジの自生地として広く知られており、シーズンにはツツジを目当てに多くの観光客が訪れている。</p> <p>しかし、近年では環境変化の影響を受け、ツツジの生育状況が悪化する傾向にある。その結果として、以前と比べ、開花の豊かさが限定的となっている。</p> <p>そこで、ツツジの保護及び再生にかかる事業提案を募集します。</p>	
2	◇こどもからの意見聴取方法研究事業	こども支援課 こども政策係 電話：220-5701
	<p>令和5年4月から施行されたこども基本法において、こども施策の策定等に当たって、こどもの意見の反映に係る措置を講ずることが、国や地方自治体に対し義務付けられました。</p> <p>こどもを対象に意見聴取することは初めてであり、国でも未だ手探りの状態です。</p> <p>そこで、こどもからの意見聴取事業の実施に向けて、こどもが意見を表明しやすい実施方法等にかかる事業提案を募集します。</p>	
3	◇赤ちゃんねこミルクボランティア	衛生検査課 生活衛生係 電話：220-5777
	<p>保健所に引き取られる猫の多くが、飼い主が不明な、生まれて間もない子猫です。</p> <p>子猫は昼夜を問わず飼育管理が必要なため、職員が自宅で面倒を見るなどの対応をしているが、職員だけではきめ細やかな対応が困難であり、安楽死となるケースもあります。</p> <p>そこで、猫を育てた経験豊かな方に子猫を預かっていただき、育成の協力をお願いすることで、その後の譲渡に繋げ、助かる命を増やせる事業提案を募集します。</p>	

4	<p>◇消費者向けの有機農産物普及啓発事業</p> <p>本市では、有機農業の推進を図るための取組を検討しています。有機農業を推進するためには、生産者向けの取組だけでなく、消費者に有機農業・農産物をPRし、消費の面から普及・啓発することも必要です。</p> <p>そこで、有機農畜産物に関する消費者理解の促進や有機農業のPRにかかる事業提案を募集します。</p> <p>【注】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慣行農業を尊重すること ・感覚的な情報を広めるのではなく、多くの市民に伝わる工夫をすること 	<p>農政課 農産園芸係 電話：898-6704</p>
5	<p>◇投票率向上を目指す</p> <p>投票率を上げるためには何が有効的であるかを模索しながら、若年層向けの啓発活動や街頭啓発を地道に行っているところですが、公正性（公職選挙法）を重んじながら改善に取り組まなければならないのが実情であり、選挙啓発の取組みもマンネリ化してきており、違った視点からのアプローチが求められます。</p> <p>そこで、現在のライフスタイルを踏まえた、有権者の投票行動に結びつくための新しい方策にかかる事業提案を募集します。</p>	<p>選挙管理 委員会事務局 電話：898-6742</p>